



厚生労働省北海道労働局発表
令和元年 12月5日

担 当	【照会先】 厚生労働省北海道労働局労働基準部監督課 課長 戸高正博 主任監察監督官 佐藤浩一 <電話> 011-709-2311 (内線 3541)

令和元年度「ベストプラクティス企業」を北海道労働局長が訪問

～ 11月20日に株式会社AIRDOを訪問 ～

厚生労働省北海道労働局長（局長 福士 亘）は、令和元年度の「ベストプラクティス企業」に選定した株式会社AIRDO（本社：札幌市中央区北1条西2丁目9 オーク札幌ビル、以下「AIRDO」といいます。）を11月20日(水)に訪問いたしました。

AIRDOの代表取締役社長草野晋氏から、働き方・休み方改革の取組として、「働きやすい職場をつくることは、企業の存続と発展に直結する。」という発想から「社員が長く働きたいと思う企業づくり」を目指し、社員の職場満足度調査、各種休暇制度の創設、業務管理を適切に実施することによる時間外労働の減少、社員のリフレッシュのために積極的に有給休暇が利用できる職場づくりについてご説明いただきました。

さらに、長く働きやすい職場づくりの制度として、総合職と地域限定職の変換制度、勤務地変更制度の要件拡大、有期契約社員の正社員化、育児短時間勤務の期間延長、お父さんのための育児支援ハンドブックの配付など多彩な取組を紹介いただきました。

北海道労働局では、今後、AIRDOが取り組まれている「社員が長く働きたいと思う企業づくり」等の事例を広く紹介し、道内における「働き方・休み方」の改善に向けた気運の醸成を図ることとしております。



【記念撮影の様子】

ベストプラクティス企業選定を記念して草野社長（右から2番目）福士労働局長（右から3番目）を中心に写真撮影を行いました。



【草野社長によるご説明】

草野社長から「社員が長く働きたいと思う企業づくり」をもとに社員の職場満足度調査などの実施、働き方・休み方の改善に関する継続した取組について説明をいただきました。



【取組事例紹介の様子】

社内組織図に社員それぞれの笑顔の写真を添えた「笑顔の組織図」を作成し、社員の親近感を高める取組など、たくさんの事例を紹介していただきました。



【若手社員の方との懇談の様子】

AIR DOの若手社員の方から仕事のやりがい、休暇制度を利用したりフレッシュ、ワークライフバランスについてお話しただくとともに、AIR DO独自のサービス、航空会社としての厳しい安全管理及び日常訓練などの様子もお話しいただきました。

「ベストプラクティス企業」とは

「ベストプラクティス企業」とは、最もよいと思われる方法で働き方・休み方改善に積極的な取組を行っている企業のことです。